

平成26年11月17日

総合事業の早期移行に向けた市町村職員を対象とするゼミナール

かづの 鹿角市高齢者交流サロン

取組事例発表

鹿角市自殺予防キャラクター
「いのっぴ」



きりたんぽ発祥の地・鹿角
「たんぽ小町ちゃん」

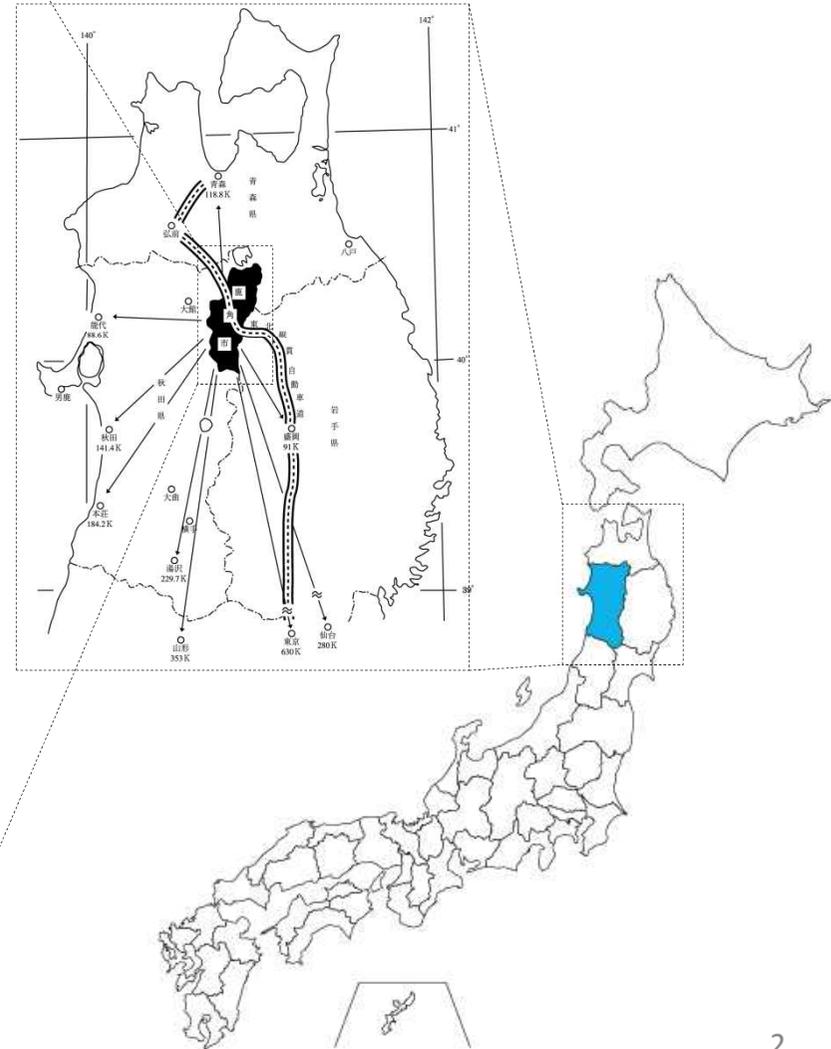
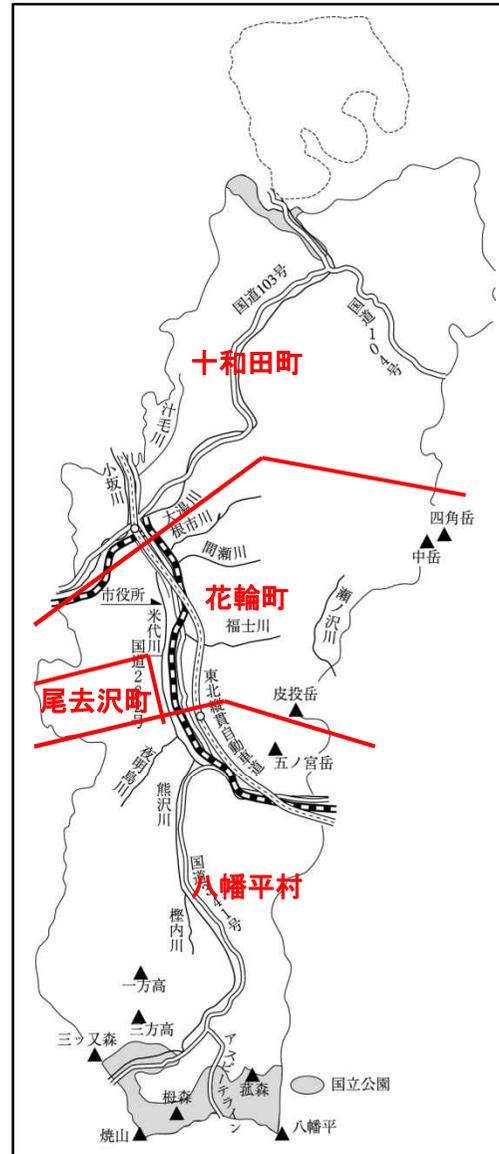


秋田県 鹿角市役所
市民部 健康推進課 長寿支援班

たてはな
主査 館花 新一

秋田県 鹿角市 (1)

秋田県 鹿角市	
昭和47年 花輪町、十和田町、尾去沢町、 八幡平村の3町1村が合併	
面積	707.34km
東西	20.1km
南北	52.3km
林野面積	全体の80%
北に十和田地域の国立公園 南に八幡平地域の国立公園	
特別豪雪地帯	旧八幡平村
豪雪地帯	旧八幡平村 以外の地域
福祉保健センターから車で 訪問する場合、最も遠い場所	
北へ	30km 50分
南へ	25km 40分



秋田県 鹿角市 (2)



←尾去沢町



花輪町
↓



十和田町
↓

小坂町
↓

市役所
↓

←八幡平村



十和田町(大湯)



十和田町(草木)

鹿角市の介護保険

人口(平成26年8月末)	33,411人	種類	事業所	定員
高齢者人口	11,593人	居宅介護支援	12	
高齢化率	34.70%	介護予防支援	1	
前期高齢者人口	5,097人	訪問介護	8	
後期高齢者人口	6,496人	訪問入浴介護	1	
要介護認定者(平成26年8月末)	2,082人	訪問看護	2	
要介護認定率	17.96%	訪問リハビリテーション	1	
介護保険料	5,553円	通所介護	7	260
介護サービス利用人員(平成26年8月末)	1,886人	通所リハビリテーション	3	110
居宅サービス	1,227人	福祉用具貸与	2	
地域密着サービス	149人	居宅療養管理指導	1	
施設介護サービス	510人	短期入所生活介護	5	110
保険給付費(平成25年度)	39億 186万6,370円	短期入所療養介護	2	
居宅サービス	15億2,979万4,554円	介護老人福祉施設	2	175
地域密着型サービス	3億 5,248万 392円	介護老人保健施設	5	262
施設サービス	17億5,264万4,749円	介護療養型医療施設	2	118
特定入所者サービス	1億 7,247万 340円	認知症対応型通所介護	2	15
その他	9,447万6,335円	認知症対応型共同生活介護	7	108
		特定施設入居者生活介護	1	24
		地域密着型特定施設入居者生活介護	1	22

立ち上げまでの経緯（立案段階）

<p>平成23年 4月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険サービス事業所の関係者、民生委員等にアンケート(提案)を募ったところ、高齢者交流サロンへの取組みが出てきた。 ○ 当時の状況は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 少子高齢化、過疎化、核家族化、親族間・地域社会の交流の希薄化 ➢ 一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、日中独居の増加 ➢ 高齢者の孤独死が発生 ➢ 高い自殺率(人口10万人対) H23 全国 22.9 秋田県 32.3 鹿角市 32.4 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 考えたこと。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ サロン機能を持つ高齢者向けの公共施設が3か所存在する。 ➢ 自治会や老人クラブ単位でのサロン活動への取組みもある。 ➢ 一部有志によるサロン活動への取組みもある。 ➢ 新たな施設を整備することは、予算的にもあり得ないだろう。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>どのような形で整備したらよいものか・・・</p> </div>
<p>5月～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資料収集・情報収集・事業案検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 整備計画中の観光拠点施設 → 入り込むのは困難 ➢ 市有の温泉施設を利用できないか → 実施は困難 ➢ 商店街整備構想 → 入り込めるかも・・・ ➢ 自治会ごとに一人暮らし高齢者世帯・高齢者のみの世帯数や割合を集計 → 様々な発見 ➢ 他市町村の事例を調査 → 社協が担っている場合が多い ➢ さわやか福祉財団が作成した「ふれあいの居場所ガイドブック」が大変参考になった。 → 必要な支援、実施方法の分類等が良く整理されている。
<p>6月～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」による「地域支え合い体制づくり事業」を活用して各自治会単位でふれあいの居場所を整備 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 毎月1回以上、自治会館において高齢者が集うことを計画すれば、100万円を上限に修繕・改修工事費、備品購入費を補助 ➢ 自治会の支え合いによる除雪活動、生活支援活動を実施することを計画すれば、350万円を上限に備品購入費等を補助
<p>11月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ さわやか福祉財団と秋田県が開催した「ふれあいの居場所勉強会」に参加 → 新潟市で河田圭子さんが実施している「うちの実家」を知った。 また、多くのさわやかインストラクターの存在を知った。 ○ 補助要綱(案)作成 → 平成24年度当初予算要求

ふれあいの居場所ガイドブック



ふれあいの居場所ガイドブック 2011年9月
 発行・編集 公益財団法人さわやか福祉財団
 ふれあいの居場所推進プロジェクト

求められる 居場所の姿	いつでも立ち寄れて、いつでも帰ることができる
	誰もが利用できる
	時間を自由に過ごすことができる
	経験や能力を生かすことができる
	自分の存在を認識できる

必要なもの		
ひと	もの(場所)	おかね

分類	
1. 自然発生タイプ	2. 単独タイプ
3. カフェタイプ	4. 併設タイプ

既存の財産

区分	取組内容	考えたこと
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 福祉プラザ かくら荘 尾去沢デイサービスセンター <ul style="list-style-type: none"> ➢ 長寿支援班が管理する施設として、生きがい活動支援員を各3人配置 ➢ 自由来館に対応しているほか、健康づくり教室をはじめ各種事業に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 既に高齢者交流サロンとしての機能を持っている。 ➢ 更に、事業内容を充実させていかなければならない。
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 192自治会のうち、157自治会(81.8%)が自治会館を所有 ➢ 月1~2回程度は、サロン活動を実施しているところもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 高齢者が歩いて行ける範囲は自治会圏内 ➢ 自治会館があるところは先ずは、活用を図るべき。 ➢ サロン活動を実施していない自治会は、実施できるような仕組みとしたい。 ➢ 既に実施している自治会は、更に充実できるような仕組みとしたい。
老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 単位クラブが84団体ある。 ➢ 月1~2回程度は、サロン活動を実施しているところもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 単位クラブ=自治会 ➢ 会員組織のため、加入していない人もいる。 ➢ 自治会単位でサロン活動を実施する場合、その担い手になり得る。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 小地域ネットワーク事業実践指定 109自治会 ➢ 活動内容として、サロン活動への取組みもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 小地域=自治会 ➢ 社協に委託することも可能だが、新たな事業として市ができることはないか。
市内の事例	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 尾去沢市民センターにおいて、地域の有志が「サロンDe・シャベール」として、毎週水曜日にサロン活動を実施している。 ➢ 好事例として、県内のセミナーでも紹介されているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 行政からの支援がなくても、実施している。 ➢ 新たな仕組みを考えるとすれば、サロンDe・シャベールと同等かそれ以上の活動を求める必要がある。



担い手は沢山いるので、**誰でも取組める仕組み**にしたい。

場所も沢山あるので、**どこでも実施できる仕組み**にしたい。

自治会館がない地域、自治会に加入していない人もいる。

既に取組まれている例も多いので、**週1回は実施したい。**

市が直接実施することにより、**ハード整備も可能**になる。

その他 考えたこと いろいろ

項目	状況	考えたこと
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢者関係施設以外の公共施設をサロンとして活用できないか。 ➤ 今後整備が計画されている公共施設の一部機能としてサロンを入れることはできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 周辺の一部住民しか利用できない。
空き家	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の空き家921件のうち、所有者が管理しているものは600件(平成24年 自治会を通じた調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治会館がない地域、自治会組織がない地域では空き家を利用してはどうか。
空き店舗	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中心市街地の空き店舗もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中心市街地でもあり、空き店舗を活用すれば、周辺の各自治会ごとに活動を立ち上げるよりも、効率的。 ➤ 商店街への人通りも増えるのではないか。
地域の状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢化率や一人暮らし世帯の割合が高い地域は、市街地や農村部といった地域性によるものではない。 ➤ 地域ごとの様々な特性がからみあっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 様々な地域で取り組める仕組みにしたい。
介護	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の介護保険サービス事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 介護保険サービス事業所が担い手となってもよいのではないか。

実は・・・

事業の立案段階(住民には知らせていない)で長寿支援班を訪れた方がいた。(市外から転入した方)

- 鹿角市に住んでいた家族が介護保険施設のお世話になり、最近他界した。施設や地域に大変お世話になった。
- 高齢者は、冬の暖房費を節約するため毛布にくるまって生活していたり、食べ物も節約したり、地元鹿角でも生活に悲観して自殺したりする話を聞いている。
- 力になりたいと思い、高齢者の集いの場として自宅を開放したいと考えている。
- 家族の介護や、ボランティア活動をしながら、前から考えていた。
- 今後の活動を考えて、広めの家を購入し、一部バリアフリーにしている。
- どこに相談すればよいか分からなかったので、ここに来てみた。

この人がやりたいと思っていることを支援できる事業ができればよいと考えた。

結果、補助金を活用して開設した高齢者交流サロンの第一号となった。

鹿角市高齢者交流サロン推進事業費補助金の概要(1)

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿角市においても、少子高齢化、核家族化が進み、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯、家族と同居していても日中一人暮らしとなる高齢者が増えています。 ○ 高齢者が自宅に引きこもりがちになると、社会的に孤立したり、心身の健康状態の悪化により要介護状態に陥るおそれがあります。 <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のボランティアにより、高齢者にとって身近で気軽に集まることのできる場所を確保する活動に対して補助金を交付することにより支援を行います。 				
<p>補助交付対象者</p>	<p style="text-align: center;">団体 または 個人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">団体</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主に自治会を想定していますが、高齢者交流サロン活動に取り組むために新たに組織する任意の団体でもかまいません。 ○ また、複数の自治会が連携して申請することも可能です。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個人</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人でも申請することが可能です。例えば、自宅の一部を利用して高齢者交流サロンとすることも考えられます。 ○ 申請にあたっては、活動の対象となる地域の自治会や老人クラブ等とも話し合い、連携することが大事です。 </td> </tr> </table>	団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主に自治会を想定していますが、高齢者交流サロン活動に取り組むために新たに組織する任意の団体でもかまいません。 ○ また、複数の自治会が連携して申請することも可能です。 	個人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人でも申請することが可能です。例えば、自宅の一部を利用して高齢者交流サロンとすることも考えられます。 ○ 申請にあたっては、活動の対象となる地域の自治会や老人クラブ等とも話し合い、連携することが大事です。
団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主に自治会を想定していますが、高齢者交流サロン活動に取り組むために新たに組織する任意の団体でもかまいません。 ○ また、複数の自治会が連携して申請することも可能です。 				
個人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人でも申請することが可能です。例えば、自宅の一部を利用して高齢者交流サロンとすることも考えられます。 ○ 申請にあたっては、活動の対象となる地域の自治会や老人クラブ等とも話し合い、連携することが大事です。 				
<p>開催場所</p>	<p style="text-align: center;">「地域の高齢者が集まりやすい場所」 であって 「継続して開催が可能な場所」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会館をはじめ、個人宅、空き家や空き店舗、公共施設等を想定しています。 ○ ただし、尾去沢デイサービスセンターやかくら荘など、地域の高齢者の利用を目的として設置され、職員が配置されている公共施設は対象としません。 ○ 借用物件の使用も可能です。この場合、賃借料の一部が補助金の対象となります。申請にあたっては、所有者からの了解が必要となります。 				

鹿角市高齢者交流サロン推進事業費補助金の概要(2)

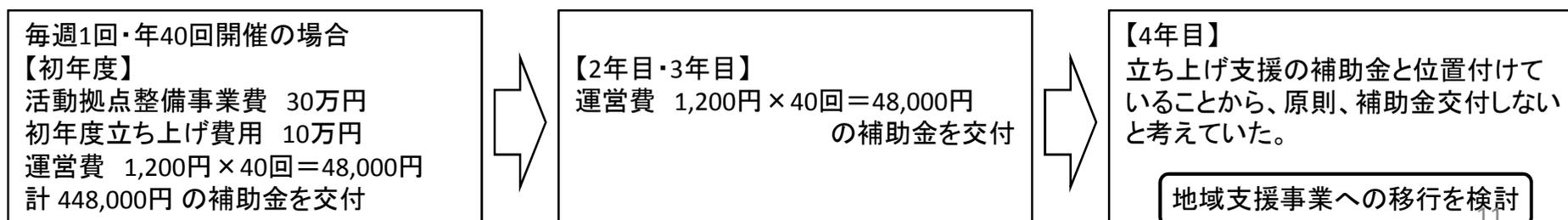
活動内容	<p>特に定めません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無理のない内容で、定期的に、継続的に開催してください。 ○ 一例として次のような内容が考えられます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>自治会館で週2回(月・金)開催</p> <p>9:30 ボランティア開錠、準備(テーブル配置・冷暖房準備・湯沸し)</p> <p>10:00 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者は都合の良い時間に来て帰る。 ・ 最初はお茶のみ、おしゃべり程度 ・ 参加者の話を聞きながら、活動に取り入れる。 <p>12:00 昼食 ・ 持ち寄り</p> <p>15:00 ラジオ体操</p> <p>16:00 終了～片付け、ボランティア施錠</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開設時には、スタッフ(ボランティア)1名以上の従事が必要です。 ○ 対象となる地域の誰もが参加できることが必要です。このため、一部の方しか参加が見込めない場合や、特定の活動に限定されたクラブ活動は対象としません。
開催頻度	<p>原則として 週1回以上 / 開催時間は 2時間以上</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ ただし、年末年始やお盆、その他地域行事等もありますので、年40回以上の計画としてください。(年度途中に開始の場合は、3月末までの必要回数でよい。)

鹿角市高齢者交流サロン推進事業費補助金の概要(3)

補助金の区分	補助対象経費	補助金額	補助年次
(1) 活動拠点整備事業費	高齢者交流サロンとして使用する建物等の修繕料、工事請負費、備品購入費	補助対象経費の10割 上限額 30万円	初年度のみ
(2) 運営事業費	① 初年度立ち上げ費用 周知に係る費用、その他立ち上げ時に必要と認められる費用	補助対象経費の10割 上限額 10万円	初年度のみ
	② 運営費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、人件費、その他運営に必要と認められる費用	開設1回あたり 1,200円	
	③ 賃借料(固定資産税相当分) 家屋および宅地	補助対象経費の10割 上限額 年額 10万円	
	④ 賃借料(家賃相当分)	補助対象経費の10割 上限額 月額1万円	

※ (1)①および②については、一部概算払(事前支払)を受けることができます。

※ (2)③および④の賃借料については、活動開始月からの月割り分とします。



立ち上げまでの経緯（周知～開設段階）

平成24年1月	○ 各地域づくり協議会(市民センター)を訪問し、高齢者交流サロン事業の周知を行った。																																																								
7月	<p>○ 高齢者交流サロンづくり勉強会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 補助事業の周知・募集 ➢ 先進事例の活動紹介 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">常設型地域の茶の間「うちの実家」</th> <th colspan="2">岩城緑ヶ丘町内会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>新潟市（コミュニティカフェの聖地）</td> <td>所在地</td> <td>秋田県 由利本荘市（県内）</td> </tr> <tr> <td>運営</td> <td>うちの実家運営委員会</td> <td>運営</td> <td>岩城緑ヶ丘町内会</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>空き家</td> <td>場所</td> <td>町内会館</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>月・火・水・木・金、第1・2土、第3日</td> <td>開催日</td> <td>毎週2～3回、月1回日曜日</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>午前10時～午後3時(宿泊も有り)</td> <td>時間</td> <td>午前10時～午後4時</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>300円(食事300円、宿泊2,000円)</td> <td>利用料</td> <td>夏50円、冬100円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">サロンありうら</th> <th colspan="2">サロンDe・シャペール</th> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>秋田県 大館市（隣町）</td> <td>所在地</td> <td>秋田県 鹿角市（地元）</td> </tr> <tr> <td>運営</td> <td>有浦町内会</td> <td>運営</td> <td>尾去沢市民センター応援隊</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>町内会館</td> <td>場所</td> <td>尾去沢市民センター</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>水曜日を除く毎日</td> <td>開催日</td> <td>毎週水曜日</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>午前10時～午後4時</td> <td>時間</td> <td>午前10時～午後3時</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>サロンとしての利用は無料</td> <td>利用料</td> <td>100円(コーヒー、手作りお菓子付)</td> </tr> </tbody> </table>	常設型地域の茶の間「うちの実家」		岩城緑ヶ丘町内会		所在地	新潟市（コミュニティカフェの聖地）	所在地	秋田県 由利本荘市（県内）	運営	うちの実家運営委員会	運営	岩城緑ヶ丘町内会	場所	空き家	場所	町内会館	開催日	月・火・水・木・金、第1・2土、第3日	開催日	毎週2～3回、月1回日曜日	時間	午前10時～午後3時(宿泊も有り)	時間	午前10時～午後4時	利用料	300円(食事300円、宿泊2,000円)	利用料	夏50円、冬100円	サロンありうら		サロンDe・シャペール		所在地	秋田県 大館市（隣町）	所在地	秋田県 鹿角市（地元）	運営	有浦町内会	運営	尾去沢市民センター応援隊	場所	町内会館	場所	尾去沢市民センター	開催日	水曜日を除く毎日	開催日	毎週水曜日	時間	午前10時～午後4時	時間	午前10時～午後3時	利用料	サロンとしての利用は無料	利用料	100円(コーヒー、手作りお菓子付)
常設型地域の茶の間「うちの実家」		岩城緑ヶ丘町内会																																																							
所在地	新潟市（コミュニティカフェの聖地）	所在地	秋田県 由利本荘市（県内）																																																						
運営	うちの実家運営委員会	運営	岩城緑ヶ丘町内会																																																						
場所	空き家	場所	町内会館																																																						
開催日	月・火・水・木・金、第1・2土、第3日	開催日	毎週2～3回、月1回日曜日																																																						
時間	午前10時～午後3時(宿泊も有り)	時間	午前10時～午後4時																																																						
利用料	300円(食事300円、宿泊2,000円)	利用料	夏50円、冬100円																																																						
サロンありうら		サロンDe・シャペール																																																							
所在地	秋田県 大館市（隣町）	所在地	秋田県 鹿角市（地元）																																																						
運営	有浦町内会	運営	尾去沢市民センター応援隊																																																						
場所	町内会館	場所	尾去沢市民センター																																																						
開催日	水曜日を除く毎日	開催日	毎週水曜日																																																						
時間	午前10時～午後4時	時間	午前10時～午後3時																																																						
利用料	サロンとしての利用は無料	利用料	100円(コーヒー、手作りお菓子付)																																																						
8月	○ たすけあい広場ゆたり 開設																																																								
9月	○ コミュニティ茶房Ryu 開設 ○ サロン・ぼだいの 開設																																																								
10月	○ 交流サロンひかり 開設																																																								
平成25年8月	○ こやっこさおでてください 開設																																																								
平成26年	○ 自治会 1か所 開設予定																																																								

嬉しい成果 と 悩ましい結果

当初、できるだけ広くサロンが実施できるよう、自治会を中心とした活動を想定

鹿角市では、そんなにボランティアの取組みはないだろう・・・と予想

ボランティアによる取組み 4か所

- サロンのような取組みを既に知っていて、機会があればやりたいと思っている人が存在した。
- そのような方の発掘、きっかけづくりにつながった。

気持ちを継続するための支援が必要

- 新しい総合事業を活用して、更なるレベルアップを図ることはできないか。
- 合わせて利用者を増やし、ボランティアの充実感を高めることも必要

自治会による取組み 1か所

【予想される原因】

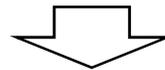
- 既に実施している自治会
 - 実施回数を増やすようなアピールが足りなかった。
 - 現状に満足している可能性
- 実施していない自治会
 - 実施できるようなアピールが足りなかった。
 - 新たな活動に取組めない状況がある。(活動の縮小、他の活動も多く余裕がないなど)

広くサロンを普及するには重要な団体

- 原因の把握、自治会による取組みを促すような事業の検討。
- 新しい総合事業を活用できないか。

相談はあったが、実施に至らなかった例

相談者	相談内容	理由
農村集落 単位老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 役員の方(会長ではない)が、地域で実施したいとの考え ➤ サロン活動に必要性を感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 他の会員の理解が得られなかった。 ➤ 週1回の実施を負担に感じている。
農村集落 住民	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治会館を会場に実施したい。 ➤ サロン活動に必要性を感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治会全体まで話が広がらなかった。
市街地 住民	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自宅の一部(ダンススタジオ)を会場として実施したい。 ➤ 主に障がい児や親が集まるサロンにしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業の趣旨もあり、活動に高齢者も組込んでいたきたいことを伝え、理解を得たが、その後、実施には至らなかった。
その他 自治会を中心に数件 の問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治会で実施したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 週1回の実施は大変



「週1回の開催は大変だ」という意見が多い

相談や問合せがあるということは、やる気のある人を発掘しているともいえる。
こうした方々への対応が課題

サロンを開設された方々からの相談やその後の対応など

相談	思うように人が集まらない。地域の方々に理解されていないようだ。
対応	新しい取組みなので、地域によってはなかなか理解されないかもしれない。 サロン以外でも地域の住民と交流する機会を大事にしてみてもどうか。 ※市でも様々な機会を通じて周知を図っているところ。また、立ち上げ時に市から自治会長や民生委員にも説明・協力を依頼している。
相談	料金が安いのか、認知症の高齢者を毎日預けられて疲れてしまった。何度も何度も同じ話の繰り返しで、目を離すこともできない。
対応	そのような方は、介護保険によるデイサービスを利用した方がよい状態なのかもしれない。 地域包括支援センターの窓口を案内してください。
相談	利用したいという人がいるが、サロンまでの移動手段がない。送迎してもよいか？
対応	利用者の送迎については、補助金の対象とすることとして一定のルールを定めましたのでご対応願います。別紙Q&A参照
相談	昼食を提供したいのですが。
対応	利益が出なくても不特定多数に飲食物を提供することは保健所に届け出て所定の手続きをする必要があります。サロンで飲食物を提供するときは、食中毒が発生しないように注意することは当然ですが、主催者がお客さんに提供する形ではなく、サロンの本来の有り方である「来た人がお互いに持ち寄り、または一緒に作って食べる。」という形の方がよいでしょう。別紙Q&A参照

相談	サロンを広く知ってもらうため、開設日以外にも希望があれば団体等に利用してもらいたい。
対応	そのような目的であれば、サロン1回とカウントし、補助金の対象とします。
相談	カフェ型のため、他のお客さんとの区分が難しくなるときがある。サロンの利用者でも利用者名簿に記入したくない人もいる。
対応	実情を把握するため、できればその日の名簿を作ってもらいたいのですが、そのような方に対しては氏名の記載までは求めません。ただし、人数はカウントしてください。
相談	市内でサロンを運営している仲間同士、悩みもあると思うので、市で情報交換の場をつくってほしい。
対応	※その後、福祉保健センターを会場に情報交換会を開催した。 ※また、2回目の高齢者交流サロンづくり勉強会(平成25年)では、地元の取り組み事例として紹介していただくとともに、グループディスカッションにも参加していただいた。
相談	年に一回、参加者で温泉に行くが、補助金の対象となるか？
対応	現在のルールでは、決められた場所で、どのような方も、どの時間でも参加できることを想定しているので、対象にできません。

高齢者交流サロンの紹介(1)



たすけあい広場ゆたりに

類 型	農村集落 自宅利用 福祉型
実施日	月・水・金曜日
時 間	午前10時～午後3時(冬期 午後2時)
利用料	300円(中学生以下無料)
開設日	平成24年8月8日
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 高齢者の他、子育て中のお母さん、障がいを持つ方などもご利用ください。 ➢ 手作りのゴボウ茶の提供など、工夫しています。 ➢ バザーのコーナーも設置しています。 ➢ 必要に応じて、お昼もいただくことができます。
スタッフから	<p>自宅を開放しています。</p> <p>冬はこたつにあたって、夏は座敷でのんびり過ごしてみませんか？</p>
平均利用者	2人

高齢者交流サロンの紹介(2)



サロン・ぼだいの

類 型	農村集落 自治会館利用 自治会型
実施日	土曜日
時 間	午前9時30分～午後11時30分
利用料	50円
開設日	平成24年9月1日
特 徴	<ul style="list-style-type: none">➢ 自治会の協力を得ながら、80代のおばあちゃん達が自主的に運営しています。➢ 補助金で購入したホットプレートでホットケーキを楽しむのが恒例
スタッフから	地域の高齢者が毎週集まって楽しんでいます。元気に長く続けて行きます。
平均利用者	4人

高齢者交流サロンの紹介 (3)



コミュニティ茶房・Ryu	
類型	市街地 カフェ利用 カフェ型
実施日	3と8の付く日
時間	午前10時～午後3時
利用料	200円
開設日	平成24年9月13日
特徴	<ul style="list-style-type: none">➤ 空き店舗を取得してリフォーム➤ 隣接するの開催日に合わせてサロンとしています。
スタッフから	カフェ(喫茶店)スタイルのサロン 手作りお菓子とコーヒーで ゆったりとした時間をお楽しみください。
平均利用者	3人

高齢者交流サロンの紹介(4)



交流サロンひかり

類 型	商店街 店舗利用 健康型
実施日	木曜日
時 間	午後1時～4時
利用料	200円
開設日	平成24年10月4日
特 徴	<ul style="list-style-type: none">▶ ボールルームダンスのスタジオを会場に実施▶ 参加者のできることをうまく引き出して披露してもらおうなど、時間いっぱい楽しんでいます。
スタッフから	即友達 即談話 心が温まります 一度来てみてください
平均利用者	14人

高齢者交流サロンの紹介 (5)



こやっこさおでください

類 型	住宅地 空き家利用 居場所型
実施日	月・火・水曜日(祝日は休み)
時 間	午前10時～3時
利用料	200円
開設日	平成25年8月26日
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自宅向かいの空き家を取得、懐かしい雰囲気 の建物です。 ➤ 代表者は、介護施設にも働いたことがあります。
スタッフから	古い家を使った“こやっこ”みたいな ところですが、気軽に立ち寄って 楽しくおしゃべりしてください
平均利用者	3人

「高齢者交流サロン推進事業費補助金」を活用して立ち上げられたサロンの紹介です。

たすけあい広場 ゆたり



実施日 月・水・金曜日
時間 10時～15時(冬期14時)
利用料 300円(中学生以下無料)
所在地 八幡平字志和村18-1
 (八幡平市民センターそば)
代表者 渡部 のり子
電話番号 32-2322
開設日 平成24年8月8日



スタッフから
 自宅を開放しています。冬はこたつにあたって、夏は座敷でのんびり過ごしてみませんか？

コミュニティ茶房 Ryu



実施日 3と8の付く日
時間 10時～15時
利用料 200円
所在地 花輪字上中倉90
 (福祉プラザそば)
代表者 丸岡 隆子
電話番号 22-0999
開設日 平成24年9月13日



スタッフから
 カフェ(喫茶店)スタイルのサロン。手作りお菓子とコーヒーでゆったりとした時間をとお楽しみください。

交流サロン ひかり



実施日 木曜日
時間 13時～16時
利用料 200円
所在地 花輪字中花輪13
 (大物・長沢ダンススクール内)
代表者 長澤 俊光
電話番号 23-2348
開設日 平成24年10月4日



スタッフから
 郵友達 郵談話 心が温まります。一度来てみてください。

こやっこさおでてください

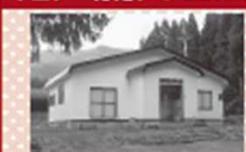


実施日 月・火・水曜日(祝日は休み)
時間 10時～15時
利用料 200円
所在地 十和田大湯字党瀬18-9
代表者 北村 麗子
電話番号 37-2595
開設日 平成25年8月26日

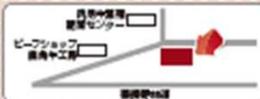


スタッフから
 古い家を使った「こやっこ」みたいなところで、気軽に立ち寄って楽しくおしゃべりしてください。

サロン・ほだいの (善徳野自治会)



実施日 土曜日
時間 9時30分～11時30分
参加費 50円
所在地 花輪字善徳野地内
 (善徳野自治会)
運営 善徳野自治会
開設日 平成24年9月1日
 ※参加者は、自治会員のみです。



スタッフから
 地域の高齢者が毎週集まって楽しんでいます。元気に長く続けていきます。

高齢者交流サロンの取り組みの輪が広がっています

本市では、高齢者をほじめ、子どもや子育て中のお母さん・お父さん、障がいを持つ方など、誰でも気軽に立ち寄ることができる「交流サロン」の取り組みを推進しています。おしゃべりを楽しんだり、友達との輪を広げたりしてみませんか。

「高齢者交流サロン」ってどんなの？
 誰でも気軽に立ち寄って、おしゃべりなどをして交流を楽しむところです。参加者の皆さんは、それぞれ自由に時間を過ごしています。サロンによっては、健康づくりや生きがいづくりに取り組んでいるところもあります。

「高齢者」だけが利用できるの？
 まずは高齢者の皆さんの利用を想定していますが、誰でも利用できます。子育て中のお母さん・お父さん、障がいを持つ方など、ちょっと立ち寄って交流を楽しんでみてはいかがでしょうか。

お金はかかるの？
 主催者の皆さんは「ボランティア」の気持ちでサロンを運営されていますが、サロンの維持や活動にも費用がかかりますので、若干の料金をいただくことになっています。金額については、各サロンの紹介で案内しています。

介護が必要なのでも参加できるの？
 高齢者交流サロンは「誰でも参加できる」ことを原則としています。ポランティアによる運営が主体となっており、また、誰かにお世話してもらっていることが利用目的ではなく、「参加者同士の交流と支え合い」の活動となります。常時見守りが必要な方などは、デイ

サービス等のサービスを利用された方がよい場合がありますので、各サロンの主催者や地域包括支援センター(☎30-10103)へご相談ください。

ボランティアとして参加したいのですが？
 皆さんのような、範囲で結構です。ぜひ、ぜひとご協力ください。各サロンの主催者や地域包括支援センター(☎30-10234)にご相談ください。

高齢者交流サロン推進事業費補助金を利用する方を募集しています。高齢者交流サロンの取り組みに興味がある方は、地域包括支援センター(☎30-10234)にご相談ください。



「こやっこさおでてください」のある日の様子

○鹿角市高齢者交流サロン推進事業費補助金交付要綱

平成24年7月1日訓令第72号

鹿角市高齢者交流サロン推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 鹿角市高齢者交流サロン推進事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については補助金等の交付並びに適正化に関する規則(昭和49年鹿角市規則第32号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、在宅の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び家族と同居しているが日中一人暮らしとなる高齢者等に対し、地域住民によって身近で気軽に集まることのできる場所(以下「高齢者交流サロン」という。)を確保し、高齢者等の社会的孤立感の解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防並びに地域内での支え合い体制の確立を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、前条に掲げる活動を実施しようとする団体又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、補助対象者とししない。

- (1) 営利を目的とした場合
- (2) 政治又は宗教に係る場合
- (3) 法令又は公序良俗に違反する場合

(助成要件等)

第4条 高齢者交流サロンの開催頻度の基準は、原則、週1回以上の開催とし、年40回を下回らない回数とする。ただし、1回の開催時間の基準は、2時間

以上とする。

- 2 高齢者交流サロンの利用対象者は地域に在住する高齢者とし、活動の内容に応じて障がい者、子育て中の親、その子ども等、幅広い市民を対象とする。
- 3 高齢者交流サロンにおける活動内容は、参加者の実情に応じた多様な活動とする。ただし、特定の活動に限定されたクラブ活動は認めない。
- 4 高齢者交流サロンの開設場所は、自治会館、公共施設、個人宅、空家、空き店舗等であって、継続して開催が可能な場所とする。
- 5 高齢者交流サロンの開設時には、原則1人以上のスタッフ（ボランティア）が従事する。
- 6 高齢者交流サロンの主催者は、その活動の内容を明らかにするため、次に掲げる事項を日誌等に記録する。
 - (1) 開設日時
 - (2) 従事したスタッフ（ボランティア）の氏名
 - (3) 利用者の氏名
 - (4) 活動内容
 - (5) 金銭の収支状況
- 7 高齢者交流サロンの主催者は、その開設時には、利用者の安全に十分配慮する。
- 8 高齢者交流サロンの主催者は、食事等を提供する場合、衛生面に十分配慮する。
- 9 高齢者交流サロンの主催者は、その運営に当たっては、利用者から無理のない範囲で負担金を徴収するなど、自主財源の確保について努力するものとする。
- 10 高齢者交流サロンの主催者は、その運営に当たっては、関係機関、団体等と積極的な連携を図り、その活性化について努力するものとする。
(補助金の額等)

第5条 補助金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金は、他の補助金等と併用できないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金規則第4条の規定による補助金交付申請書を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 高齢者交流サロン 全体計画書(様式第1号)

(2) 高齢者交流サロン 年間計画書(様式第2号)

(3) その他必要と認める書類

(交付決定通知)

第7条 市長は、第5条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは速やかに交付決定を行い、補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書により補助交付団体に通知するものとする。

2 交付決定の対象期間は、決定の行われた当該年度に限るものとし、翌年度も継続して補助金の交付を受けようとする場合は、前条の規定により交付申請を行うものとする。

(概算払)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、高齢者交流サロン運営事業費補助金についてのみ、概算払を申請することができる。

2 前項に掲げる概算払を受けようとする者は、補助金規則第14条の2第3項の規定による補助金概算払申請書により申請するものとする。

(実施状況報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、高齢者交流サロン実施状況報告書(様式第3号)により、その実施状況を毎月末日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は実施状況を確認するため、必要に応じて関係書類の提出を求め又は

職員による調査を行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、全ての補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金規則第8条の規定による補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 高齢者交流サロン活動拠点整備事業費補助金について、前項の補助事業等実績報告書を提出する者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る契約書、納品書、請求書、領収書等の写し

(2) その他必要と認める書類

3 高齢者交流サロン運営事業費補助金について、第1項の補助事業等実績報告書を提出する者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 高齢者交流サロン 実施報告書(様式第4号)

(2) その他必要と認める書類

(財産等の処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(補助事業の経理等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の会計帳簿とともに領収書等の関係書類

を、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、保存しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 本要綱による補助金の交付が決定した補助対象者であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、市長はその決定を取消し、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

- (1) 第3条第2項に規定する活動が行われたと認められる場合
- (2) 第4条各項に規定する助成要件を満たさないと認められる場合
- (3) 第6条第2項の規定により提出された計画が、その達成が不可能又は著しく困難と認められる場合
- (4) 第9条第1項に規定する高齢者交流サロン実施状況報告及び同条第2項に規定する調査により、本要綱による補助の目的を果たせないと認められる場合
- (5) その他、本要綱による補助の目的又は趣旨にそぐわないと認められる場合

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行し、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第10条関係)

高齢者交流サロン 全体計画書

①高齢者交流サロン名称	
②主催者	・団体名 _____ ・役 職 _____ ・氏 名 _____ ・住 所 〒 _____ - _____ _____ ・電話番号 _____ - _____
③スタッフ (固定している場合は氏名も)	
②実施場所	自治会館等・個人所有・借用物件(いずれかに○) ・住所 _____ ・名称 _____ 借用物件の場合 所有者 _____
③活動地域の範囲	
④基本的な活動内容	・実施日(定例) _____ ・実施時間(基本) _____ : _____ ~ _____ : _____ ・参加者(予定) 約 _____ 人※一回あたり ・年間実施回数(予定) 延べ _____ 回
⑤居場所での取り組み (高齢者交流サロンへの参加者が取り組む内容)	

高齢者交流サロン 年間計画書（平成 年度）

高齢者交流サロン名称

月	日	曜日	実施日	備 考	月	日	曜日	実施日	備 考	月	日	曜日	実施日	備 考
9	1	土			10	1	月			11	1	木		
	2	日				2	火				2	金		
	3	月				3	水				3	土		
	4	火				4	木				4	日		
	5	水				5	金				5	月		
	6	木				6	土				6	火		
	7	金				7	日				7	水		
	8	土				8	月				8	木		
	9	日				9	火				9	金		
	10	月				10	水				10	土		
	11	火				11	木				11	日		
	12	水				12	金				12	月		
	13	木				13	土				13	火		
	14	金				14	日				14	水		
	15	土				15	月				15	木		
	16	日				16	火				16	金		
	17	月				17	水				17	土		
	18	火				18	木				18	日		
	19	水				19	金				19	月		
	20	木				20	土				20	火		
	21	金				21	日				21	水		
	22	土				22	月				22	木		
	23	日				23	火				23	金		
	24	月				24	水				24	土		
	25	火				25	木				25	日		
	26	水				26	金				26	月		
	27	木				27	土				27	火		
	28	金				28	日				28	水		
	29	土				29	月				29	木		
	30	日				30	火				30	金		
						31	水							

※用紙が不足する場合は、適宜追加してください。

平成 年 月 日

高齢者交流サロン実施状況報告書

高齢者交流サロン名称 _____

代表者 氏名 _____ 印

平成 年 月の実施状況について、下記のとおり報告します。

日	曜日	実施日	スタッフ（ボランティア）	人数	日	曜日	実施日	スタッフ（ボランティア）	人数
1					16				
2					17				
3					18				
4					19				
5					20				
6					21				
7					22				
8					23				
9					24				
10					25				
11					26				
12					27				
13					28				
14					29				
15					30				
					31				

開催日数	日	延べ参加人数	人
特記事項			

様式第4号（第10条関係）

高齢者交流サロン 実施報告書（平成 年度）

高齢者交流サロン名称

月	日	曜日	実施日	備考	人数	月	日	曜日	実施日	備考	人数	月	日	曜日	実施日	備考	人数
9	1	土				10	1	月				11	1	木			
	2	日					2	火					2	金			
	3	月					3	水					3	土			
	4	火					4	木					4	日			
	5	水					5	金					5	月			
	6	木					6	土					6	火			
	7	金					7	日					7	水			
	8	土					8	月					8	木			
	9	日					9	火					9	金			
	10	月					10	水					10	土			
	11	火					11	木					11	日			
	12	水					12	金					12	月			
	13	木					13	土					13	火			
	14	金					14	日					14	水			
	15	土					15	月					15	木			
	16	日					16	火					16	金			
	17	月					17	水					17	土			
	18	火					18	木					18	日			
	19	水					19	金					19	月			
	20	木					20	土					20	火			
	21	金					21	日					21	水			
	22	土					22	月					22	木			
	23	日					23	火					23	金			
	24	月					24	水					24	土			
	25	火					25	木					25	日			
	26	水					26	金					26	月			
	27	木					27	土					27	火			
	28	金					28	日					28	水			
	29	土					29	月					29	木			
	30	日					30	火					30	金			
							31	水									

※用紙が不足する場合は、適宜追加してください。

〇〇〇交流サロン 平成25年度収支決算書

【収入】

項目	予算額	増減額	決算額	内訳	
1 補助金	521,200	△ 2,400	518,800	活動拠点整備事業	300,000 拠
				運営事業(初年度立ち上げ)	100,000 立
				運営費 @1,200円×99回(2回減)	118,800 運
2 会費	45,000	3,900	48,900	@300円×のべ163人(13人増)	48,900
3 その他	104,960	△ 77,030	27,930	自己資金	0
				賛助金	14,000
				バザー売上	13,930
合計	671,160	△ 75,530	595,630		

【支出】

項目	予算額	増減額	決算額	内訳	
1 ボランティア謝礼	50,500	17,000	67,500	主催者 @500円×のべ111回	55,500 運
				その他ボランティア 2名	9,000 運
				ポスター作製お礼 1名	3,000 立
2 消耗品費	65,000	3,234	68,234	お茶、お菓子、その他消耗品	43,729 運
				立ち上げ関係消耗品	24,505 立
3 燃料費	40,000	△ 11,866	28,134	灯油	28,134 運
4 印刷製本費	30,000	22,710	52,710	周知チラシ印刷	37,800 立
				名刺印刷	14,910 立
5 光熱水費	12,000	△ 1,771	10,229	電気料金	10,229 運
6 広告料	30,000	△ 30,000	0	新聞広告	0 立
7 保険料	10,000	△ 4,528	5,472	福祉サービス総合補償	5,472 運
8 委託料	20,000	△ 50	19,950	看板作製委託	19,950 立
9 備品購入費	65,000	27,261	92,261	冷蔵庫	38,500 拠
				石油ファンヒーター等	19,921 拠
				伸縮シングルハンガー	3,940 拠
				ソファー	29,900 拠
10 工事請負費	348,660	△ 138,660	210,000	ドア設置工事一式	210,000 拠
合計	671,160	△ 116,670	554,490		

(収入) 595,630円 - (支出) 554,490円 = 41,140円 (平成25年度へ繰越)

確認用 302,261 拠
100,165 立
152,064 運
554,490

(※自己資金 76,830円 > 繰越額 41,140円)

鹿角市高齢者交流サロン推進事業費補助金について

1 目的

- 鹿角市においても、少子高齢化、核家族化が進み、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯、家族と同居していても日中一人暮らしとなる高齢者が増えています。
- 高齢者が自宅に引きこもりがちになると、社会的に孤立したり、心身の健康状態の悪化により要介護状態に陥るおそれがあります。



- 地域のボランティアにより、高齢者にとって身近で気軽に集まることのできる場所を確保する活動に対して補助金を交付することにより支援を行います。

2 お問い合わせ先

- 本補助金のお問い合わせ、申請書等の提出先は下記のとおりです。

〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪 50 番地（鹿角市福祉保健センター内）
鹿角市 市民部 健康推進課 長寿支援班
TEL：30-0234 FAX：30-1257
E-MAIL：kaigo@city.kazuno.lg.jp

3 平成25年度のスケジュール

- 平成25年度は、新たに取り組む市内2カ所に交付します。
- 申請が多数の場合は、審査の上、決定させていただきます。
- 申請スケジュール等は、下記のとおりです。

7月	募集開始 <ul style="list-style-type: none">・申請前に事前協議をしてください。・事前協議の際は、必ず事前に連絡の上、担当者と日程を調整してください。
7月26日（金）	申請締切 ※必着とします。 <ul style="list-style-type: none">・申請時には聞き取りを行いますので、必ず事前に連絡の上、担当者と日程を調整してください。
8月上旬	交付決定
以降～平成25年3月まで	高齢者交流サロン活動取組み <ul style="list-style-type: none">・毎月、実施状況を報告していただきます。・必要に応じて職員が状況確認を行います。
平成25年3月	実績報告 （補助金の確定・支払い）

4 補助交付対象者は？

- 高齢者交流サロンの取り組みを行う **団体または個人** としています。
- 「団体」は主に自治会を想定していますが、高齢者交流サロン活動に取り組むために新たに組織する任意の団体でもかまいません。
また、複数の自治会が連携して申請することも可能です。
- 「個人」でも申請することが可能です。例えば、自宅の一部を利用して高齢者交流サロンとすることも考えられます。
申請にあたっては、活動の対象となる地域の自治会や老人クラブ等とも話し合い、連携することが必要です。

5 開催場所は？

- 「**地域の高齢者が集まりやすい場所**」であって「**継続して開催が可能な場所**」としてください。
- 自治会館をはじめ、個人宅、空き家や空き店舗、公共施設等を想定しています。ただし、尾去沢デイサービスセンターやかくら荘など、地域の高齢者の利用を目的として設置され、職員が配置されている公共施設は対象としません。
- 借用物件の使用も可能です。この場合、賃借料の一部が補助金の対象となります。申請にあたっては、所有者からの了解が必要となります。

6 活動の内容は？

- **特に定めません。**
- 無理のない内容で、定期的に、継続的に開催してください。
- 一例として次のような内容が考えられます。

自治会館で週2回（月・金）開催
9:30 ボランティア開錠、準備（テーブル配置・冷暖房準備・湯沸し）
10:00 開催 ・参加者は都合の良い時間に来て帰る ・最初はお茶飲み、おしゃべり程度 ・参加者の話を聞きながら、活動に取り入れる
12:00 昼食 ・持ち寄り
15:00 ラジオ体操
16:00 終了～片付け
16:00 ボランティア施錠

- **開設時には、スタッフ（ボランティア）1名以上の従事が必要です。**
- 対象となる地域の誰もが参加できることが必要です。このため、一部の方しか参加が見込めない場合や、特定の活動に限定されたクラブ活動は対象としません。

7 開催の頻度は？

- 原則として **週1回以上** の開催とします。
- ただし、年末年始やお盆、その他地域行事等もありますので、**年40回以上** の計画としてください。
- 開催時間は **2時間以上** とします。

○ **今年度は、8月上旬に交付決定となることから、「9月から3月の間で20回以上」**の計画としてください。

8 補助金の額は？

- 補助金の額および用途は次のとおりです。

補助金の区分	補助対象経費	補助金額	補助年次
(1)高齢者交流サロン 活動拠点整備事業費	高齢者交流サロンとして使用する建物等の修繕料、工事請負費、備品購入費	補助対象経費の10割 上限額 300,000円	初年度のみ
(2)高齢者交流サロン 運営事業費	①初年度立ち上げ費用 周知に係る費用、その他立ち上げ時に必要と認められる費用	補助対象経費の10割 上限額 100,000円	初年度のみ
	②運営費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、人件費、その他運営に必要と認められる費用	開設1回あたり 1,200円	
	③賃借料（固定資産税相当分）家屋及び宅地	補助対象経費の10割 上限額 年額 100,000円	
	④賃借料（家賃相当分）	補助対象経費の10割 上限額 月額 10,000円	

- (2) ①及び②については、一部概算払（事前支払）を受けることができます。
- (2) ③及び④の賃借料については、活動開始月からの月割り分とします。

9 申請に必要な書類は？

- 申請に必要な書類は次のとおりです。

No.	書類	添付資料等
1	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書	<input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 支出の根拠となる見積書の写し（市でコピーはしませんので、必ず写しを持参してください。）
2	<input type="checkbox"/> 全体計画書	<input type="checkbox"/> スタッフについて権が不足する場合は、別紙一頁 <input type="checkbox"/> 借用物件で実施する場合であって、賃借料の交付を希望する場合は、当該物件の平成25年度固定資産税課税額が分かる書類の写し
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・サロンの名称は自由に付けていただいてもかまいません。・主催者（代表者）を明らかにしてください。・実施場所については、管理者や所有者から承諾を得てください。・活動地域の範囲は、自治会名等で記入してください。</div>		
3	<input type="checkbox"/> 年間計画書	
<ul style="list-style-type: none">・予定する実施日に○印・備考欄は適宜使用してください。		
4	<input type="checkbox"/> その他必要と認める書類	・申請の内容より、その他必要書類を提出していただきます。

- 様式のデータを提供しますので、メールアドレスをご連絡いただくか、フラッシュメモリを持参してください。

10 その他

- 既に同様の活動に取り組まれている場合であっても、申請することが可能です。ただし、本補助金の交付要綱に沿うように整理することが必要です。
- また、同様の活動に他の補助金・交付金等を受けている場合であっても、申請することが可能です。ただし、補助金の用途について明確に区別することが必要です。
- 詳細については「鹿角市高齢者交流サロン推進事業費補助金交付要綱」に定めていますので、必ず内容を確認してください。

Q： 自宅の一部を使用して個人で取り組みたいのですが、申請できますか。

A： 次のような点に注意してください。

- ① 鹿角市の場合は、自治会や老人クラブ等の活動も盛んです。このため、対象とする地域の代表者とも、取り組みについて話し合っておくことが大事です。
- ② 末永く活動するためにも、一緒に取り組む仲間づくりも必要です。

Q： 個人の所有する家（空き家、空き店舗）を会場とするため、一部バリアフリー化を行いたいのですが、補助対象となりますか？

A： 個人の所有する物件であっても補助対象とします。

ただし、補助事業により改修したものの、「活動が続かなかった」「所有者から返却を求められ活動を継続できなくなった」とならないように、活動内容について十分検討するとともに、事前に所有者と協議し、了承を得てください。

Q： 計画した回数を実施できなかった場合、補助金の返還は必要ですか。

A： 開設1回あたり1,200円を交付することとしていますので、例えば、50回の開催予定が48回になった場合、2回分は交付の対象となりません。

概算払を受けた分より開催回数が下回った場合は、返還の対象となります。

Q： 活動拠点整備事業費30万円の活用例は？

A： 集まった高齢者のためになることが必要です。例えばバリアフリー化で段差解消や手すりの設置、トイレの洋式化などが喜ばれています。

外壁の修繕や屋根の塗り直しなど、直接集いに関係しないものは対象としません。壁紙の張り替えや、畳の交換、照明器具の交換など、高齢者が集まりやすい雰囲気づくりにつながるものは対象とします。

備品も同様に高齢者の使用を想定するものは対象とします。購入した備品を自治会や子供会などが共同で使用しても構いません。

皆さんのアイディアに柔軟に対応しますので、先ずはご相談ください。

昨年度（平成24年度）の活用事例			
ゆたかり	ぼだいの	ひかり	Ryu
【工事】 ・仕切りドア設置 【備品】 ・冷蔵庫 ・石油ファンヒーター ・ハンガー ・ソファ	【工事】 ・トイレ洋式化 【備品】 ・テーブル、イス ・書庫 ・ホットプレート ・電気ポット ・テーブルタップ	【工事】 ・トイレ洋式化 【備品】 ・ジョイントマット ・エアポット ・手すり ・ストーブ	【工事】 ・トイレ洋式、ウォッシュレット化

Q： 初年度立ち上げ費用10万円の活用例は？

A： 立ち上げに際し、周知・PRにかかるチラシ印刷や新聞広告等に使用できます。
先進事例の視察旅費にも使うことができます。
皆さんのアイディアに柔軟に対応しますので、先ずはご相談ください。

昨年度（平成24年度）の活用事例			
ゆたろ	ぼだいの	ひかり	Ryu
<ul style="list-style-type: none"> ・周知チラシ印刷 ・PR用名刺印刷 ・新聞広告 ・看板作製委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に使用する物品を一揃え（鉛筆やペン等の文具、トランプやかるた等のゲーム類） 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知チラシ印刷 ・新聞広告 ・看板作製委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知チラシ印刷 ・看板作製委託 ・継続的に使用する物品を一揃え（事務用品、スリッパ、救急箱）

Q： 運営費開設1回あたり1,200円の活用例は？

A： お茶・お菓子代のほか、かかる光熱水費や保険料など、運営に必要と認められる経費を対象とします。

1回ごとに1,200円を使い切るのではなく、1年間を通じてつかっていただいて構いません。例えば40回開催であれば、1年間で48,000円の運営費がありますので、夏はお茶代が良いが、冬は灯油代がかかるなど計画的に使うこととなります。

皆さんのアイディアに柔軟に対応しますので、先ずはご相談ください。

昨年度（平成24年度）の活用事例			
ゆたろ	ぼだいの	ひかり	Ryu
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア謝礼 ・お茶、お菓子 ・灯油代 ・電気料金 ・保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会館使用料 ・お茶、お菓子 ・食材 	<ul style="list-style-type: none"> ・お茶、お菓子 ・電気代 ・ガス代 ・灯油代 	<ul style="list-style-type: none"> ・お茶、お菓子 ・電気代 ・ガス代 ・灯油代

Q： 賃借料はどのような場合に交付されますか？

A： 市内には自治会館が無い場所や、空き家や空き店舗を活用の方がより一層高齢者が集まりやすくなる場合が想定されます。また、自治会館が無いような場所もあります。

継続的に開催し、費用を抑えるためにも自治会館があるような場所は活用していただきたいのですが、個別にご相談ください。

Q： 車を使用したガソリン代は補助対象となりますか？

A： 立ち上げに当たってのPRや、連絡調整、場合によっては利用者の送迎等に自家用車を使用することがあると思われます。

こうした場合、サロン事業に何円分のガソリンを使ったか、領収書を添付する

ことは非常に難しくなります。

代わりに自家用車の使用記録を残していただければ、補助金の対象となりますのでご相談ください。使用記録の様式も準備しています。

市の規定に準じて1 kmあたり20円とします。

記入例		車両使用記録(高齢者交流サロン用)											
年	月	日	車種	オドメーター(km)			使用時間			走行記録	運転者		代車種 確認印
				出発時	到着時	距離	出発時刻	到着時刻	時間		氏名	印	
25	1	17	サンバー	12:45	12:30	25	9:00	11:00	2:00	サンバー→新田市民センター→サン	高橋 茂子	印	印
			カローラ							サンバー			
25	1	18	同上	12:40	12:15	15	12:00	1:00	2:00	サンバー→民権市民センター→サン	高橋 茂子	印	印
			同上							サンバー			

Q: 参加者がゼロの場合は、補助金をもらえないのですか?

A: 「高齢者が気が向いた時に行く場所がある」ことが大事なことだと考えています。日によっては誰も来ない日があることも想定されますが、先ずは「開けていること」が必要であり、そのために冷暖房を入れながらボランティアも準備しているため、結果的にその日がゼロであったとしても経費は発生していると考え、1日の実績として補助金を交付します。

ただし、あまりにもゼロが続いたり、特定の利用者しか来ないような状況が続くようであれば、補助事業の目的が果たせないこととなりますので、一緒に相談していきましょう。

Q: サロンで事故やケガ、病気が発生することが心配です。

A: このような場合、すぐに損害賠償請求が発生するような状況に陥らないよう、普段から利用者との信頼関係を築くとともに、誠意を持って事業に取り組み、対応することが必要です。

社会福祉協議会が窓口となっている「福祉サービス総合補償」で保険をかけることもできますので、ご相談ください。

Q: 参加者の負担を無料にはできませんか?

A: この補助金は今の所、継続3年間までの予定で、以降は自主的に活動していただきたいと考えています。

末永く活動していただくためにも、補助金頼りにならないよう、お茶・お菓子代程度でも自己負担を検討していただきたいと思っております。

昨年度(平成24年度)の利用料(参加料)の例			
ゆたひ	ぼだひの	ひかり	Ryu
300円/1回	50円/1回	200円/1回	200円/1回

Q： 補助金の手続きが面倒です。

A： 補助金を受けるにあたっては、その財源が皆様からの税金であることも踏まえ、どうしても一定の手続きが必要となります。

ただし、市民にとってはその手続きは煩雑と思われることは十分承知していますので、担当者ができるだけ協力させていただきます。パソコン等不慣れな場合は代筆もしますので、お気軽にご相談ください。

先ずは、誰が、どこを会場に、選何回開催したいかご相談いただければ、丁寧に対応いたします。

Q： 余剰金が出た場合は返さなくてはいけませんか？

A： もらえる補助金があれば使った方が得と考えられる場合もありますが、未永く続けるためにも必要な分だけ使った方が良いと思います。

この場合、最終的に余剰金が出ることも考えられますが、自己資金の範囲内であれば翌年に繰り越すことが可能です。

なお、補助金については使った実績（領収書等）が無ければ、最終的に交付することはできませんのでご注意ください。

【例】

収入 補助金1, 200円×40回開催 = 48, 000円の補助金
参加費100円×5人×40回開催 = 20, 000円の自己資金
計68, 000円

支出例① 実績として58, 000円の支出となった。

自己資金20, 000円 ≥ 余剰金10, 000円
一線越可

支出例② 実績として30, 000円の支出となった。

自己資金20, 000円 ≤ 余剰金38, 000円
一補助金18, 000円減額（返金）
自己資金20, 000円は線越可

Q： 当初計画したものと別の用途に使いたいのですが？

A： これは補助対象になるだろうと思っていたが、最終的に補助対象とならなかったという場合も想定されます。

事業を進めるにあたって、より良い使い道を発見することは当然あり得ますので、使う前に先ずは担当者にご連絡ください。

Q： いちいち領収書を書いてもらうのは面倒です。

A： 購入したものが明記されていて、用途が説明できるものであればレシートでも構いません。

Q： クレジットカードでの支払いや、口座振替により領収書がありません。

A： 例えば、電気代やガス代などは領収書を準備することが困難ですので、検針票を提出してください。

Q： 光熱水費はどのように補助対象額を算出しますか？

A： 光熱水費については、明確に交流サロンに使用した分を分けることは困難ですが、例として次のように算出しています。

【例】

電気代 検針票より

- ・基本料金はサロンを開催しなくともかかる費用なので除外
- ・従量分を日割り計算
- ・契約内容によっても違うので、個別に検討します。

ガス代 検針票より 電気代と同様の考え方

灯油代 領収書より

- ・可能であれば灯油缶を分けて管理
- ・ホームタンク等で難しい場合は日割り計算

Q： 昼食を500円で提供したいのですが。

A： 利益が全くななくても（0円でも）、不特定多数に飲食物を提供する場合は保健所に届け出て所定の手続きをする必要があります。（食品衛生責任者の配置や設備整備など）

これは、営利事業に関連するというよりも、食中毒や伝染病の発生を未然に防ぐことが必要なためです。

交流サロンで飲食物を提供する場合は、当然、食中毒が発生しないよう十分に注意するとともに、主催者が来た人に提供するよりも、交流サロンの本来の有り方で「来た人がお互いに持ち寄り、または一緒に作って食べる」ような形の方がよいでしょう。

担当者より

- この補助金は、「規定に従って、対象とならないものは交付しない」というよりは、「皆さんのアイデアを活かせるよう、柔軟に交付したい」と考えています。
- こうした積み重ねにより、よりよい補助制度ができると思いますので、どうぞ相談ください。